

(4) 旭市地域包括支援センター委託法人選定委員の推薦について

○旭市地域包括支援センター委託法人選定委員会設置要綱

平成 29 年 11 月 27 日

告示第 157 号

改正 令和 2 年 8 月 27 日告示第 136 号

令和 3 年 3 月 31 日告示第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が運営委託を予定する地域包括支援センターの設置運営候補者（以下「候補者」という。）の選定を公平かつ適正に実施するため、旭市地域包括支援センター委託法人選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

(1) 候補者の募集に対して応募した法人（以下「応募法人」という。）から提出された申請書類の審査及び候補者の選定に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

(1) 副市長

(2) 健康づくり課長

(3) 社会福祉課長

(4) 高齢者福祉課長

(5) 旭匠瑳医師会から推薦された者

(6) 旭市地域包括支援センター運営協議会から推薦された者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、高齢者福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて関係者から意見を聴くことができる。

(審査事項)

第6条 委員会は、候補者の選定について旭市地域包括支援センター業務委託法人選定基準（以下「選定基準」という。）に基づき、次に掲げる事項を審査する。

(1) 業務の継続性及び安定性

(2) 業務の実行性

(3) 業務の管理

(選定方法)

第7条 候補者の選定に当たっては、各委員が選定基準に基づき、応募法人ごとに評価を行い、委員の評価点の合計を委員の数で除して平均点を算出し、その平均点が120点以上の応募法人のうち最も平均点が高いものを候補者として選定する。

2 前項の平均点が同点となる応募法人が2者以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。

3 選定委員会において、応募法人によるプレゼンテーションを行う。

4 候補者の選定後に、応募内容と実際の内容に重大なかい離があると認められた場合は、当該候補者の評価点を無効とし、次順位の応募法人を繰り上げる。この場合において、市は、費用弁償等については一切応じない。

5 選定結果については、全ての応募法人に評価結果通知書（別記様式）により通知するものとする。

6 候補者の辞退は、評価結果通知書が到達した日から7日以内とする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 2 7 日告示第 1 3 6 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 1 日告示第 5 6 号）抄

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第7条関係)

評 価 結 果 通 知 書

第 号 年 月 日	
様	
旭市長 印	
次のとおり決定しましたので、旭市地域包括支援センター委託法人選 定委員会設置要綱第7条の規定により通知します。	
決 定 区 分	☐ 候補者に選定する。 ☐ 候補者に選定しない
評 価 点 数	／200
指定に係る地域	旭市 地域
委 託 の 期 間	年 月 日から 年 月 日
選 定 し な い 理 由	
備 考	

別記様式（第 7 条 関係）